

## 目次

- 矯正施設を退所した知的障害者の支援…………… 1
- 平成23年度社会福祉推進事業「矯正施設を退所した福祉の支援を必要とする人の地域生活の自立に向けた福祉施設等における支援モデル及び研修プログラム構築に関する研究」結果報告…………… 2
- 【調査報告】知的障害者が精神科入院治療に至る経過の探索的調査の報告…………… 4
- 【実践事例】精神科病院に社会的入院をしていた知的障害者の受け入れと支援… 5
- 知的障害者の高齢化に向けた対策が必要な時代に Part3…………… 7
  - ・ 第4回「高齢知的障害者支援の在り方検討委員会」【最終報告】
  - ・ 高齢知的障害者のケアホーム「いしはら」の開設について
- 平成23年度地域移行実績報告……………10
- 診療所を受診している発達障害児の現状……………13
- 九州地区の施設視察について……………15
- 平成24年度のぞみの園調査・研究のテーマについて……………16
- 原発事故被災施設からの報告……………18
- 特別支援学校の生徒を応援します……………20

## 矯正施設を退所した知的障害者の支援

### モデル的支援・調査研究・養成研修をさらに充実

理事長 遠藤 浩

本ニュースレターにたびたび掲載してきたように、のぞみの園では平成二十年年度から「矯正施設を退所した福祉の支援を必要とする知的障害者等の支援」に関する事業に法人をあげて取り組んでいます。厚生労働省と法務省から

ご指導とご協力をいただきながら、対象者を総合施設に受け入れて地域移行・地域定着を目指したモデル的支援を実践するとともに、支援プログラムの開発等の調査研究を進め、受け入れた福祉施設等で中核的な役割を担う職員の養成研修会やセミナーも実施してきています。

本事業を総括する役割を

担っていた小野隆一地域支援部長が本年三月末をもって退職したため、その役割を引き継ぐ人材として滋賀県地域生活定着支援センターの中川英男所長を招聘し、本年度から新しい体制により本事業に臨むこととなりました。

### 法務省担当官への説明と協力依頼

そのご挨拶もかねて本事業に対して引き続きご協力いただくようお願いするため、四月十八日に法務省を訪問しました。同省の会議室で矯正局の少年矯正課長と成人矯正課長、保護局の観察課長と社会復帰支援室長をはじめ十人

を超える担当官の方々に、矯正施設を退所した知的障害者等をめぐる政策課題について、のぞみの園がどのように取り組んできたかを改めて説明させていただきました。のぞみの園で受け入れた対象者は合計十人であり、直近一年間は少年院在院者が三人続いたこと、既にのぞみの園を退所した七人の受け入れ先はケアホーム四人、通勤寮二人、一般アパート一人であったこと、平成二十年年度から毎年度厚生労働省の補助金を受けて調査研究に取り組み、必要に応じて法務省と厚生労働省の担当官の方々からご指導ご助言をいただいたこと、

その後、①矯正施設退所前からの司法と福祉の連携の現況、②のぞみの園で受け入れた事例のうち既に退所した人の就労の状況、③少年院在院者のうち被虐待歴がある人を福祉施設で受け入れた場合の処遇上の留意点、④被虐待など生育環境に問題のある知的障害児等に対する医療と福祉の連携による支援の充実などについて、質疑や意見交換を行い、大変有意義な機会とすることができました。

法務省担当官の方々の発言からは、のぞみの園の取り組みに対して高い関心と期待を持たれていることが窺われました。また、法務省としても引き続きのぞみの園に対して



全面的に協力をしていただけたことでした。

## 本年度の事業計画

のぞみの園としては、本年度においても、厚生労働省と法務省のご指導・ご協力をいただきながら、本事業に一層力を入れて取り組んでいくこととしています。詳細につい

ては現在検討中ですが、次のような事業を計画しています。

- ① 対象者を受け入れている自活訓練ホーム(定員七人)における支援の向上に努めるとともに、その定員増を行う女性を対象者の受け入れを開始する。
- ② 福祉施設等において中核的な役割を担う職員を対象

とする研修会については、昨年十二月に三日間のプログラムで試行的に開催した研修会の結果を踏まえ、少人数のグループに分かれて実践的な力を養う事例演習の内容を充実し、九月に前橋市で、十二月に大阪市で各一回開催する。また、福祉関係者と法務関係者が一堂に会し、連携協力の輪を

広げるためのセミナーを例年と同様に二月に高崎市で開催する。

- ③ 調査研究事業では、矯正施設を退所した障害者等の地域生活を支えるためにどのような支援体制を構築していくかを提言するため、相談支援事業所を対象として、相談支援の実態や関係機関との連携協力の状

況等について調査を行う。

これらの研修会やセミナーの開催、あるいは、調査研究の実施に当たり、全国の関係者の皆さまにご案内し、ご協力をお願いすることになるかと思いません。その節はどうかよろしくお願ひ申し上げます。

## 平成23年度 社会福祉推進事業

# 「矯正施設を退所した福祉の支援を必要とする人の地域生活の自立に向けた福祉施設等における支援モデル及び研修プログラム構築に関する研究」結果報告

当法人では、平成二十三年度厚生労働省セーフティーネット支援対策等事業費(社会福祉推進事業)の補助金を受け、「矯正施設を退所した福祉の支援を必要とする人の地域生活の自立に向けた福祉施設等における支援モデル及び研修プログラム構築に関する研究」に取り組みました。

前回のニュースレターでもご報告したとおりその成果として、昨年度に中核的な役割を担う職員を対象とする研修会、及び例年通り福祉関係者と法務関係者が一堂に会し、

連携協力の輪を広げるためのセミナーの開催を行いました。また研修プログラムを構築するための情報収集等のために一年間に亘り調査研究を行いました。

研修会は五十人定員のところ、倍近くの応募があり、またセミナーも福祉関係者、法務、教育関係者等幅広い領域からの参加があり、テーマへの関心の高さを窺うことができました。さて、上述したとおり併せて調査研究を行いましたので、今回は研究の内容と結果

に焦点を当ててご報告致します。

### 今回の調査研究の目的

今回の調査研究の目的は、矯正施設退所者で障害者支援施設に入所した人の地域生活移行の実態を明らかにすることでした。これまでの調査研究の蓄積で①施設への受け入れ、②施設での支援については構築されつつあるため、その先の③地域生活移行支援の実態を明らかにすることに より明確になり、また③の内容

や課題が明確になった場合、それを研修プログラムに反映することも目的の一つに含まれていました。さらに、調査結果をベースとして矯正施設退所者で福祉の支援が必要な人が、障害者支援施設に入所した際の課題の解決の方策等についても提言につなげたいと考えました。

### 矯正施設退所者の受け入れ人数と受け入れた矯正施設者の状況

さて、今回の調査研究を進めるに当たり、調査対象施設

を選定し、百五十八施設にアンケートを実施しました。その結果、九十三施設(回答率五八・九割)から返信があり、うち矯正施設退所者の受け入れ経験がある施設は五十七施設でした。

結果は、施設に入所した、もしくはしていた矯正施設退所者の延べ人数は百人、また各施設の矯正施設退所者の現状については、入所してから現在も継続して入所中もしくは同施設に再入所中の人が六十七人でした。

一方、地域生活移行した人は三十三人で、うち入所していた施設が移行後の現居住地を把握しているのは二十人、居住地を把握していないのは十三人でした(表1)。



自活訓練ホーム デイルーム

表1 施設で受け入れをした矯正施設退所者の人数および状況

矯正施設退所者を受け入れた経験がある施設	57施設
上記施設で施設入所をした罪を犯した知的障害者延べ人数	100人
退所しており、現在も施設が居住地を把握している人	20人 (20.0%)
退所しており、現在居住地を施設が把握していない人	13人 (13.0%)
現在も入所中もしくは再入所中である人	67人 (67.0%)

表2 施設で受け入れをした矯正施設退所者の人数および状況 (複数回答) (N=57)

施設への在籍期間	退所済みで現居住地を把握している	退所済みで現居住地を把握していない	現在入所中もしくは再入所中	合計
5年以上	4人	1人	17人	22人
3年以上5年未満	3人	0人	12人	15人
1年以上3年未満	5人	4人	26人	35人
1年未満	8人	8人	12人	28人
合計	20人	13人	67人	100人

※人数は、すべて延べ人数である

表3 矯正施設退所者への地域生活移行の取り組み (複数回答) (N=57)

内容	実数 (%)
施設の有期限利用による地域生活移行支援	10(17.5)
地域生活移行に向けた特定な個別支援計画の策定	16(28.0)
グループホーム・ケアホーム等退所先の確保・拡大	15(26.3)
定期的に地域の関連機関とケース会議を開催	14(24.6)
特になし	17(30.0)
その他	3 (5.2)

積極的に行われていない現状があることも明らかにになりました。

表4 障害者支援施設から地域生活に移行した人の属性

No	年齢	性別	罪名	在所期間	現在の住まい	就労状況
1	20歳代	男性	窃盗	1年半	アパート	一般就労
2	50歳代	男性	私文書偽装、放火未遂	1年	アパート	就労継続
3	30歳代	男性	窃盗、放火未遂	不明	アパート	一般就労
4	30歳代	男性	窃盗	8年	GH(同一法人)	一般就労
5	30歳代	男性	窃盗、器物破損	7年	GH(同一法人)	一般就労
6	50歳代	男性	窃盗	4ヶ月	CH(同一法人)	自立訓練(生活訓練)
7	40歳代	男性	窃盗、道路交通法違反(無免許運転)、不法侵入	1年	GH(同一法人)	一般就労
8	40歳代	男性	窃盗	1年	GH(同一法人)	一般就労
9	30歳代	男性	不明	1年半	CH(同一法人) →GH(他法人)	就労継続

地域生活移行をした人の事例 (ヒアリング調査より)

例について調査するため、今回のアンケート調査の結果から、矯正施設退所者の受け入れ経験がある施設に電話調査をし、地域生活移行者の実績があり、ヒアリングに協力が可能と回答があった九施設に對して、その内容をたずねました。その結果、全員男性で、罪名は窃盗が多く、地域生活移行までの期間は概ね一年半以下、地域生活移行先はアパートとGH、CHで、後者の場合は全てが入所していた施設と同一法人ということがわかりました(表4)。

また事例数が九事例のみであったため一般化はできませんが、今回の地域生活移行に繋がった九事例のうち、六事例が一般就労をされています。これは、地域生活移行に繋がるためには就労が非常に重要な要素の一つであることが示唆されていると考えられます。したがって、これは矯正施設退所者に限ったことではないので、地域生活移行には経済的自立が重要な要素の一つであると言えるのではないかと思います。なお、入所施設で矯正施設

矯正施設退所者への地域生活移行の取り組み

さらに矯正施設退所者の地

ると、「退所済みで現居住地を把握している人(二十人)」は「一年未満」が一番多く、また「退所済みで現居住地を把握していない人(十三人)」で一番多かったのも「一年未満」でした(表2)。この結果から地域生活移行に結びついている人は比較的早い時期に退所していることがわかりました。

域生活移行の取り組みで行っている施設について、選択形式の複数回答で回答を求めた結果、「特になし」が最も多く三〇・〇割でした。続いて「地域生活移行に向けた個別支援計画の策定」二八・〇割、「グループホーム・ケアホーム等退所先の確保・拡大」二六・三割と続きました(表3)。

以上のことから、今回調査した障害者支援施設の中には、矯正施設退所者の地域生活移行に對しての取り組みが

『福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活支援に向けて』発刊

- なぜ罪を犯した人を支援する必要があるのか
- どのような体制で支援をしていくのか
- 知的障害者の障害特性と犯罪に至る背景要因とは
- 地域移行へ向けた支援の計画作成と支援技術とは



価格1,000円 (消費税・送料込)  
当テキストは、このような疑問に答え、矯正施設を退所した福祉の支援を必要とする知的障害者等の支援の方法を提案し、それにより支援の質の向上を目指すことを目的として、われわれの実践を基に作成しました。このテキストが、実際に支援に携わっている方々、またこれから矯正施設を退所した人の支援を行おうとしている方々のお力になることを願っています。

目次

- 第1部 事業の意義
  - I. 事業の意義
  - II. 支援体制の構築
- 第2部 犯罪との関わり
  - I. 知的障害者の特性
  - II. 犯罪に至る要因
- 第3部 地域生活を目指した個別支援計画の作成と具体的支援技術
  - I. 個別支援計画の立案
  - II. 具体的支援技術
- 第4部 これだけは知っておきたい制度
  - I. 刑事司法手続き
  - II. 更生保護の制度
  - III. 刑事政策と福祉の連携による矯正施設を退所した知的障害者への支援

お問い合わせ/お申し込み 研究部研究課研究係  
TEL.027-320-1445 FAX.027-320-1391

## 調査報告

# 知的障害者が精神科入院治療に至る経過の探索的調査の報告

退所者の地域生活移行が進まない理由として考えられることは以下の三点があります。

- ①入所施設自体に、社会的・経済的な自立を前提とした地域生活移行の経験やノウハウがない
- ②入所施設における集団生活

の仕組みと地域生活の仕組みと乖離しており、施設で適切なアセスメントができない

- ③入所施設に入所した障害者に地域生活を阻む行動等がある、あるいは地域生活をするためのスキルが十分で

知的障害者が精神科病院に入院するということは決して珍しいことではありません。二〇〇八年六月三十日時点では七千二百四十五人の知的障害者が入院しているのが実態です。二〇〇八年時点の療育手帳の交付者数が七十八万人ということを考えますと、知的障害者の百人に一人が精神科病院に入院していると言いうことができます。それでは、この七千二百四十五人の知的障害者はどのような理由で入院に至り、そしてどのような経緯で退院に至っているのでしょうか。今回、私たちは知的障害者の入院治療の実態と入退院のマネジメントを明らかにするために八ヶ所の相談支援事業所を対象にアンケート調査を行いました。その結果、療育手帳を持ち、二〇〇九年四月以降に精神科病院に入院している・してい

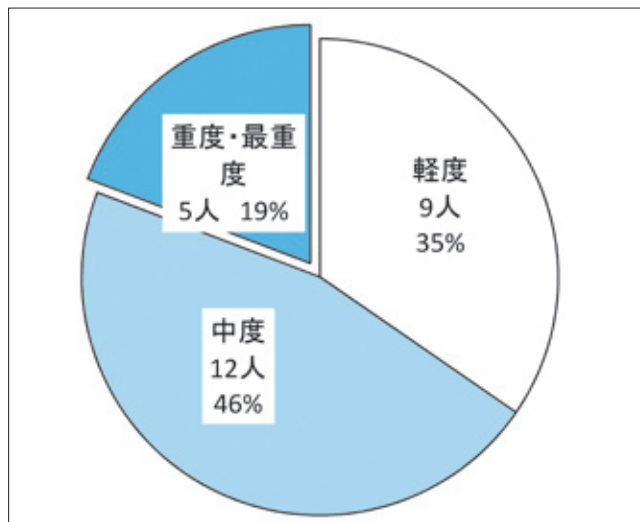


図1 療育手帳の等級状況

知的障害者の様子と現在の様子は様変わりしていることがありますが、それぞれどのような目的で入院に至ったのでしょうか。本調査の結果では、「こだわりや強迫

症状のために破綻してしまっただ地域生活を立て直すため」を目的に入院している人が十二人（四六割）確認されました。しかし、それ以外の目的として、「同居家族の疲弊（あるいは疾病）による家族のレスパイトのため」が九人（三五割）、「本人が地域生活に疲れ果て休養を必要としたため」が八人（三一割）いることが分かりました。この結果から、知的障害者の精神科病院の入院は、本人の行動障害の管理を目的とした入院だけでなく、家族のレスパイト、本人の地域生活の休養を目的とした入院もあると推測されます。

一方、長期入院のリスクを抱える人（半年間以上入院していた九人（三五割））の退院の際の問題を確認すると、こちらも行動障害の管理だけが問題ではありませんでし

た二十六人の事例を集めることが出来たので、その結果の一部を紹介したいと思います。

まず、どのような人が精神科病院に入院しているのでしょうか。本調査の結果では重度・最重度の人が五人（一九割）確認できましたが、ほと

んどが軽度ないし中度の知的障害の程度であることが分かりました（図1）。

一九七〇年代、精神科病院に入院する知的障害者の多くは重度・最重度の人で、問題行動のある人が多いという指摘があります。一九七〇年代の精神科病院に入院している

は、いずれにしろ原因を明確にし、この課題の解決に向けた対策が講じられることが必要であると考えます。

当法人では今後も、上記の課題を見据えながら、矯正施設退所者で福祉の支援を必要

とする人の支援と地域生活移行の確立・促進そして本支援事業の普及・啓発のために、本テーマの研究・研修事業を継続していく予定でありますので引き続きのご協力をお願い申し上げます。また今年度も研修、セミナーを開催いた



（研究部研究課研究係長

木下 大生

します。多くの方の参加をお待ちしております。

た。半年間以上入院していた人の内、現在入院している七人の特徴は、入院に至った症状の変化が見られない、入院により元の居住の場所に戻れないなどがあげられます。また、退院した二人の現在の生活状況は非常に不安定で、安定した居住環境と地域の支援体制の必要性がうかがえます。

た。このような長期入院のリスクを抱える事例は、入院中や一時帰宅において頻繁に暴力行為が見られる、放火や器物破損等の行為が頻回する等、先述したように入院時の状況に変化がほとんど見られない事例です。しかし、現在は精神科病院も入院治療の短期化が求められている時代で

す。上記の事例に対し、医療機関と相談支援事業所双方は現実的に受け入れ条件の計画や整備ができるかどうか悩み、方向性を見出すことさえ困難な実態がうかがえます。以上、今回の調査に関しての大きな報告となります。詳細な内容については、紀要



第五号に論文として掲載していますので、ぜひご興味のある方はご一読ください。また、今回の報告は探索的な調査であり、今年度、さらに事例を



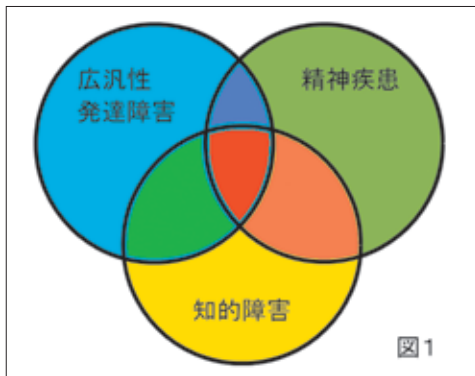
(研究部研究課 研究員 相馬 大祐)

収集して実態を把握していきたいと考えています。

## 【実践事例】

# 精神科病院に社会的入院をして いた知的障害者の受け入れと支援

Aさんは、知的障害、広汎性発達障害の診断があり、また精神疾患の特性も併せ持っています(図1)。特に不安定な精神状態は十代後半から発症し、経年とともに、自傷・他傷・物壊し・奇声・徘徊・睡眠障害等激しさを増し、五〜六時間あまりに及び、家庭や入所施設ではその対応に苦慮し、支援が著しく困難な状態となっていました。そのため、精神科病院に数か月の入院を繰り返して、退院の目処



がない中、一年あまり精神科病棟保護室にて入院治療中の

ところ、当法人に行動障害等を有するなど著しく支援が困難なケースとして、有期限・有目的での入所利用及び支援の要請がB県B市福祉課よりありました。入所にあたっては、前施設での資料や病院からの情報を踏まえ、改めてアセスメントを収集することから始めました。得意、不得意、好きなこと、嫌いなこと、ADLに関して、また、いつ・何処で・何をし

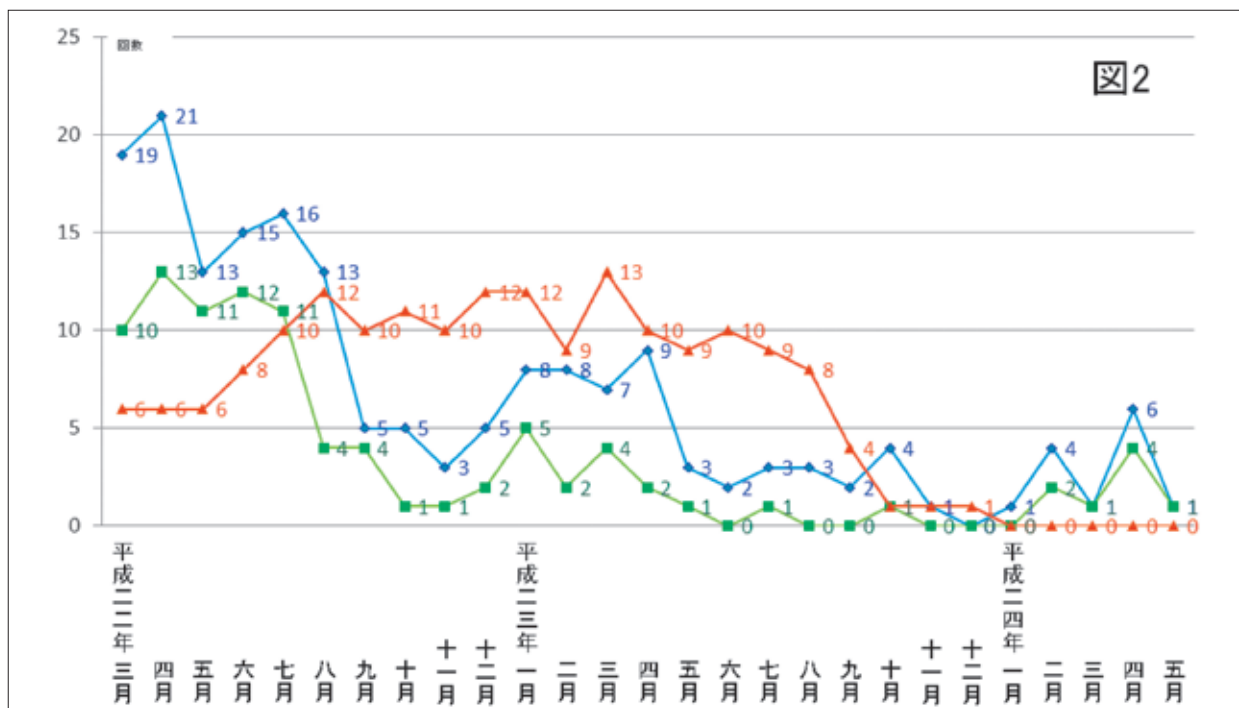
ている時(何もしていない時)に不安定な状態になるのか、二十四時間ABC機能分析の記録をとり、月毎に散布図に落としました。図2で示すように、記録にあたっては不安定な状態の定義を支援者間で統一しました。青線は不適応行動⇨移動中の座り込み、立ち止り、後戻り。緑線は制止が効かない行為⇨殴る、眼鏡を壊す、トイレ籠り等職員1人では対応が困難な状態。赤線は不穏な精神状態⇨連続し

た激しい声出し、会話の不成立、粗暴行為が数時間におよぶ状態、とした。この赤線部分の精神状態が、Aさんの個々の生活や家庭・集団での生活の大きな阻害要因となっています。成育歴や学校・施設での集団生活の中で、或は何らかの支援上の問題も含めて、複合的な誘因に触発されるものと思われ



の変更は事前に説明し必ず変更後の活動を提供し、スムーズに作業参加が出来るように

ワークシステムや強化子としてトークン等を取り入れるとともに約束は必ず守り実行し



てきました。記録は精神科受診時に報告し、また精神科医師、臨床心理士、研究部職員と定期的に情報交換し「支援の経過や検証」を行って来ました。最初の変化は、入所四か月後の平成二十二年七月に、安定剤の減量や睡眠導入剤を中止してから見られました。居室より出てきてダイニングで過ごす時間が多くなり、笑顔も増え職員と会話をするようになりました。然し、赤線で示す不穏状態は、十五か月後まで変化がありませんでしたが、日中活動や余暇時間(雑誌や新聞を見る・自立課題)、配膳の手伝い等生活リズムが整い、見通しの立つ生活が定着するにつれ、不穏状態の回数に変化が見られました。「役割を遂行する(作業・外出)」「上手く出来る(満足する)」「賞賛を得る(強化子)」↓「自信をつける」↓「新たなチャレンジ(活動枠の拡大)」のサイクルにより自信や達成感を得て、また、自己肯定感を育んだことが改善につながったと思われま

す。平成二十三年十月十二月は月一回。翌二十四年一月から現在まで不穏状態はみられません。福祉と医療の綿密な日中活動の様子 (DVDのシールはがし)



たつては、安定剤を投与され、オムツをあてがいストレッチャーや簡易トイレを装備した専用移送車で入所し、当日の夕刻から不安定な精神状態になっていたAさんが、二年二か月あまり経過した現在、自ら移行するための転出届に行けるとは、当初全く想定できませんでした。

これからは、また新たな環境の中で生活が始まりますが、Aさんが有している「日々の生活する力」「活動する力」「周囲を理解する力」を評価しますと、十分にケアホームでの生活も可能です。住み慣れた地域、家族の暮らす故郷での地域生活を期待するところです。なお、退所後においても、フォローアップの体制をとりつつ、要請に応じてB法人での支援会議に参加してコンサルテーション等を行う予定です。

【※掲載されている写真についてはご本人及びご家族の承諾を頂いております。】

(生活支援部特別支援課あじさい・かわせみ寮長 茂木 修)

# 知的障害者の高齢化に向けた対策が必要な時代に

Part 3

前号では、地域で生活する高齢知的障害者に、生きがいづくりをお手伝いする日中活動の場としての生活介護事業所の実践を紹介しました。今号は、新たにスタートした居住の場所であるケアホーム設立の経過を報告します。のぞみの園では、これまで、高齢で重度の知的障害者の地域生活支援の在り方を、地域生活体験ホームやケアホームの実践を通して学んできました。「高齢知的障害者のケアホーム」いしはら、開設については、その経過をまとめたものです。身体的な機能低下が顕著になってきた人にとって、快適な生活を送るにはハード的な整備がどうしても必要になってきます。これからは、支援方法などソフト面での充実に向け、実践を積み重ねていきます。

「そんなに高齢でも週に五回もデイの活動に出かけているんですか？」  
昨年度、四回に亘り開催した「高齢知的障害者支援の在り方検討委員会」において委

員から出た質問のひとつです。高齢者福祉の現場の常識と、元気な頃から長期間支援を継続してきた知的障害者福祉の現場とで、支援方法を検討する際の基本的な考え方に違いがあることに気づかされた出来事でした。第三十号より連載してきた、この検討委員会も最終の四回目を終え、報告書が完成しました。知的障害者の高齢化に伴い、①生活の場作り、②生きがい作り、③生活の場での医療・介護、④生活の場でのターミナルケア・看取りの四つのキーワード

## 第4回「高齢知的障害者支援の在り方検討委員会」最終報告

のぞみの園は、平成二十三年七月、高齢者支援を専門とする民間法人等の専門家を招聘して設置した「高齢知的障害者支援の在り方検討委員会」（以下「検討委員会」という。）において、のぞみの園の入所利用者の現状と高齢

で論点整理を行いました。もちろん、障害福祉の現場で高齢になった知的障害者を支援すること、高齢者福祉の現場で共通することもたくさんあります。一方、これまで十分な議論ができなかった、知的障害者の看取りの問題についても、新たに考えるべき課題が沢山あることもわかりました。

今年度ものぞみの園では、高齢知的障害者への総合的な支援の実践と基礎的な調査研究をしっかりと行っていきます。（研究部長 志賀 利一）

化した入所利用者のニーズを確認し、それに対する支援はどうあるべきかについて四回に亘って議論を重ね、のぞみの園として今後改善して取り組むべき課題を整理するとともに、今後の高齢知的障害者支援の在り方の方向性につ

いて報告書にまとめ、平成二十四年三月末に厚生労働省に提出しました。

報告書は、一、高齢知的障害者支援の在り方検討委員会設置の趣旨。二、のぞみの園の利用者概況。三、のぞみの園における高齢知的障害者支援の取り組み。四、関係者からのヒヤリング。五、高齢知的障害者支援の在り方について。六、今後のぞみの園の目指すべき方向性の構成となっています。

「高齢知的障害者支援の在り方について」では、利用者の暮らしを支える様々な要素を、〈生活の場作り〉〈生きがい作り〉〈生活の場での医療・介護〉〈生活の場でのターミナルケア・看取り〉に整理し、それぞれの論点についてまとめていきます。

〈生活の場作り〉では、「高齢者施設の支援と知的障害者施設の支援との質が違う点を踏まえたうえで介護保険施設等に移行するという方向性を持つのであれば、そのための準備をいつから始めてどのよ

うにしていくなかを考えていくべきである」、「高齢になって重度の知的障害者に対するコミュニケーション手段を持った人が支援を行い、安心して良い理解者・仲間と生活することは重要である」、「知的障害者の施設においては、生活経験の乏しい利用者も見られるが、知的障害者が高齢になった場合、これまでの経過を理解し一人ひとりに合った生活の場づくりを丁寧に行う必要がある」。

〈生きがい作り〉では、「生きがいある活動とは、自らが関わらなければといったワクワクするような活動を考えるべきである、又、地域との交流を図るといった試みも重要である」、「高齢になれば転倒等、活動に参加することのリスクも当然高くなるため、事前に家族・キーパーソンの了解を得ておくリスクマネージメントも大切である」、「高齢になってから豊かな生活や体験を増やすといった発想は、利用者の立場からは考えられない発想である。若くて元気なうちから、多くの社会的経験を積ん



ピエールドゥロンサール

でもらえるような支援が大切である」。

〈生活の場での医療・介護〉では、「医師や看護師の配置をどのように充実していくか検討すべきである」、「救急救命の訓練や誤嚥性肺炎を防止するための口腔ケアなど、福祉職が実施可能な医療的なケアをしっかり研修する機会を設ける必要がある」、「認知症等に罹患した利用者に対する支援においては、慣れ親しんだ環境の維持は大事だが刺激は必要であり、変化に対応する力をつけるという視点も大事である」。

〈生活の場でのターミナルケア・看取り〉では、「病院に入院するのではなく、ターミナルケアとして医療職が生活の場に入り一緒に看取る経験をつむことで、福祉職員の医療的な視点や看取りに対する考え方が少しずつ育っていく」、「職員と利用者の関係だけでなく、長く一緒に生活してきた仲間とお別れができる場を設けることは重要だと考えられる」というようなそれぞれの論点をまとめました。

このような論点を踏まえ、のぞみの園の取り組みべき課

題として、①生

活寮への看護師の常時配置体制について検討を行う必要があること。②終末期における医療と支援現場との連携につ



いて検討していくとともに、看取りに関する組織的な合意形成を図っていく必要があること。③嚥下機能の低下による誤嚥性肺炎等、知的障害者の死亡原因に係る調査等に取り組み、その成果について、高齢知的障害者の機能低下に対応した健康管理等の課題に取り組んでいる関係施設に対して情報を発信していく必要があること。について新たな課題としています。

「今後のぞみの園の目指すべき方向性」については、「高齢知的障害者の支援」、「ターミナルケア」、「調査・研究」についての方向性を示しました。

〈高齢知的障害者の支援〉については、「本人や保護者等の希望により生まれた地域等に移行する場合は、十分な準備を行ったうえでスムーズな移行が出来るよう努めていく一方、高齢になり本人の心

身等の状況からのぞみの園を最終の棲家とせざるを得ないと考えられる利用者に対しては、長年生活の場を一緒に過ごしてきた人との生活の継続や、コミュニケーションや支援になれた職員と共に穏やかな暮らしを継続していくことが最善と考えられる。同様に、高齢知的障害者の生活経験の乏しさを埋める支援が必要なことから、「検討委員会」で示されたそれぞれの課題について検討を行い、質の高いサービスの提供を行っていく」。

〈ターミナルケア〉については、「看取りについては、思想的な部分において組織的な合意形成を図る必要があるため十分な議論を重ねた上で、人生の最期を生活の場で迎える体制を整えることとした場合は、保護者の方々の理解をどのように得ていくのか、又、往診の体制や、看取りでの医師の立ち会い等、医

療との連携をどのように図っていくのか等について検討をしていく必要がある。家族や仲間たちに看取られる体制作りについてモデル的な取り組みを進めていくことが望ましい」。

野の専門家と共同で調査・研究を行い、その支援の在り方に関する包括的な支援マニュアルの作成をしていく必要がある。更に、高齢知的障害者支援における効果的な支援方法についての研究を進めるために、高齢者施設との連携を図り、情報交換や事例検討等を行う現場レベルでの研究会等の設置についても検討を行うものとする」との方向性を示しました。

この報告書における高齢知的障害者への支援の取り組みや今後の方向性については、あくまでものぞみの園の入所利用者への対応ですが、高齢知的障害者の支援の在り方については、全国の知的障害者

療との連携をどのように図っていくのか等について検討をしていく必要がある。家族や仲間たちに看取られる体制作りについてモデル的な取り組みを進めていくことが望ましい」。



野の専門家と共同で調査・研究を行い、その支援の在り方に関する包括的な支援マニュアルの作成をしていく必要がある。更に、高齢知的障害者支援における効果的な支援方法についての研究を進めるために、高齢者施設との連携を図り、情報交換や事例検討等を行う現場レベルでの研究会等の設置についても検討を行うものとする」との方向性を示しました。

関係施設においても重要な課題となつていことから、この報告書がその課題解決等の一助になれば幸いに思います。

最後に、ご多忙の中、外部委員としてご協力を頂いた池田昌弘様（特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター理事長）、磯

彰格様（社会福祉法人南山城学園理事長）、小林彰様（社会福祉法人かがね福祉会ラーフステージかがね施設長）、近藤弘子様（社会福祉法人上磯康啓会特別養護老人ホームつれづれの郷施設長）には、心より感謝申し上げますとともに、高齢知的障害者支援の取り組み等をご報告頂い

## 高齢知的障害者のケアホーム「いしはら」の開設について

のぞみの園では、平成十九年三月に最初のケアホーム「おおいし」（定員五人）を二階建て一般住宅を借りて開設しました。その後、平成二十年四月に二階建てアパートの一階部分の二部屋を借りて「やちよ」（定員五人）を、平成二十一年二月には二階建て一般住宅を借りて「さくら」（定員四人）を順次開設しました。これらケアホームの入居者は、地元群馬県の出身者を中心に、県外出身者であるさとはは身寄りがいない方たちでした。

現在、のぞみの園の入所利用者の平均年齢は六十歳を超

えており、数年前から、高齢に伴う身体機能の低下や認知症の症状を呈する方たちが増加してきました。この傾向は、ケアホームでの生活を始めた方たちも同様で、特に最初に開設した「おおいし」の入居者の中には、一般住宅での生活が困難な方も出てきました。そのとき、たまたま「おおいし」の近くにあった、バリアフリー仕様で平屋の高齢者のグループホームを新「おおいし」として購入し、スプリンクラーや緊急通報装置等の消防設備を整え、高齢知的障害者のためのケアホームとして、平成二十二年三月から

た二施設の皆様やご意見等頂いた保護者会の代表の皆様に対し、この紙上を借りまして心より御礼申し上げます。



（事業企画部事業企画・管理課長 櫻井 久雄）

運営を開始しました。その建物は、八人の生活が可能であったため、「おおいし」の利用者五人に、地域での暮らしを希望する群馬県出身者三人が新たに加わりました。

その後しばらくの間は、三つのケアホームの入居者は、順調に地域生活を継続してき



ました。が、一般住宅やアパートを賃貸で使用し、ケアホームとして運営してきた「さくら」「やちよ」の入居者の中にも、

高齢化に伴う身体機能の低下から一般の住環境で暮らすことが困難な方が出てきました。特に「やちよ」については、障害程度区分が高くなつたため、平成二十四年四月から施行された改正消防法の下では、このまま住み続けるためには、アパート全戸にスプリンクラーを設置しなければならなくなりました。そのため、地域で暮らし続けたいという入居者の希望にこたえるために、新「おおいし」に続く高齢知的障害者のためのケアホームを開設するために、土地の確保から始め、今までに培った知識や経験を生かしつつ、介護度の高い方でも暮らせる設備等について検討を続けてきました。

生活を望みながらも、身体介護の程度が高いため入居が難しいとされる方も受け入れ可能にするために、風呂場には、天井走行リフトを整備し、さらには、車いすの方も安全にすれ違えるように廊下の幅もかなり広めに取るなど、高齢で障害の程度が重くても快適に暮らせるように、様々な工夫をしています。

新しいケアホームは、当初、平成二十四年三月中に開設する方向で準備してきました。しかし、東日本大震災の影響もあつて、資材の調達に時間がかかり、開設は五月にずれ込みましたが、十六日に無事オープンしました。このケアホームは設置場所の地名を取り「いしはら」と命名し、定員八人、バリアフリー仕様、スプリンクラー・緊急通報装置、そして、これまで、地域

「おおいし」・「いしはら」を整備できたことで、機能低下が進んでも、ハード的には地域生活を継続するための準備ができたといえます。残された課題は、身体機能の低下に備え、認知症等の新たな課題に対応できる職員（世話人を含む）の資質の向上等のソフト面の充実です。

高齢になり身体機能が低下しても、認知症になっても、豊かで充実した地域生活が送れるように、様々な工夫をしながら、柔軟な対応をしています。 きたいと考えていま



（地域支援部地域支援課地域生活支援係主査 清水 清康）

**Q** 高齢となった知的障害者の老化の進行状況を測るような指標はありますか？

**A** 現在、知的障害者の老化の進行状況を測る指標について専用のものはありませんが、「障害程度区分認定調査（以下「認定調査」という。）の書式」や「個別支援計画におけるアセスメント票（以下「アセスメント票」という。）」を利用

する方法とされています。認定調査の書式、アセスメント票のどちらも一定の期間を経て定期的に作成するものですが、認

定調査の場合は多くの対象者が三年に一回のペースなので、老化の進行等の状況変化の把握には不十分で、それよりも一年に一回は作成するアセスメント票の利用が良いと思います。

のぞみの園のアセスメント票は、日常生活・社会生活技能等の七領域、その項目をさらに細かくした、移動・時間の理解等の三十二項目における本人の支援の度合いを客観的に示せるような形で作成してあります。アセスメント票の利用により、客観的に利用者の様子の変化を捉えることができ、利用者の支援に対す

る支援者間の共通認識を高めることもできます。しかし、各施設では、さまざまな事情等もあり、「七領域三十二項目のアセスメント内容では多過ぎる」とのお考えもあるかもしれません

が、その場合は各々の支援内容等に合うように改められてお作り頂いても良いと思います。

高齢となった知的障害者の老化対策は、各施設でもこれからの大きな課題と考えますが、十分な研究の蓄積がないのが現状です。また、日々の支援の記録を工夫して活用することや、これまで知的障害者を支援す

るために作成してきた様々な資料等が、重要な情報源であることを忘れてはいけません。

同様に、各種健康診断の結果や主治医の意見書、知能検査を代表とした心理検査や社会適応行動尺度なども重要な情報源となります。可能なならば利用者本人の若い時や元気な時の脳のMRI（核磁気共鳴画像法）映像を撮っておくと、脳萎縮レベルや記憶を司る海馬の状態をVSRAD（ブイエスラド・早期アルツハイマー型認知症診断支援システム）という方法で判定できます。高齢になつた時

これはのぞみの園で行っている地域生活体験ホームでの暮らしを体験したことにより「ケアホームで生活したい」と本人が希望したこと（長期体験者八人）が大きな要因と考えられます。

●地域移行者の概要  
平成二十三年度の地域移行者（二十一人のうち男性十五人、女性は六人）は平均年齢

# 平成23年度地域移行実績報告

当法人の平成二十三年度中の地域移行者は二十一人でした。当法人が平成十五年度から地域移行の取り組みを開始して、地域移行者の総数は百三十二人（平成二十四年三月末まで）となりました。

五十六歳、平均障害程度区分4・5、平均在籍年数三十二年七ヶ月でした。地域移行先は、ケアホーム九人、施設に一旦入所後ケアホームへ入居	二人、障害者支援施設十人でした。平成二十三年度の地域移行の特徴としては、移行先がケアホームというケースが約半数を占めており（表1）、
---	--

表1 23年度地域移行先別人数

地域移行先	人数
ケアホーム	9
施設→ケアホーム	2
施設	10

●**重度・高齢知的障害者の地域移行（Tさんの場合）**

平成二十年度から二十一年度にかけて、地域生活体験ホームにおいて高齢及び重度の身体障害を持ち、かつ医療的配慮を要する利用者について、地域生活のために必要な支援のニーズを把握するため、バリアフリーの建物である「くるん」での宿泊体験を実施しました。この体験が地域移行に繋がったTさんの取り組みを紹介します。（表2）

表2 Tさんの地域移行までの取り組み

地域生活体験ホーム「くるん」での短期宿泊体験	3回	1泊2日～1週間程度 (H20.11.18～19) (H20.12.14～15) (H21.1.20～27)
地域生活体験ホーム「くるん」での長期宿泊体験	3回	2～3ヶ月間程度 (H21.2.20～3.19) (H21.4.13～6.30) (H21.7.15～10.31)
事業所見学	2回	2事業所 (H23.4.27 A事業所) (H23.5.19 B事業所)
宿泊体験	1回	8日間 (H23.6.23～6.30)

■プロフィール

Tさん 五十九歳 男性

障害程度 身障手帳1種

1級（脳性麻痺による上肢痙攣性麻痺）

障害程度区分6

I Q35 療育手帳A

Tさんは昭和四十七年に二十歳で入所し、三十九年間のぞみの園で暮らしました。入所当初は歩くことができませんでした。加齢とともに歩行困難となり、平成六年から重介護者の寮で生活してまいりました。Tさんはかねてから地域生活体験ホームでの宿泊体験を希望されてきたこともあり、宿泊体験の対象者として選ばれました。上記の宿泊体験を行いました。そして、この宿泊体験により「地域移行したい」と意思表示するようになりました。転機が訪れたのは平成二十三年に出身県の情報提供を受けて、身体障害を主とした支援を行っている事業所がTさんを始め当法人利用者の受け入れに協力するとお約束いただけたことからです。

このため、保護者に説明を行いました。保護者は事業所見学には承諾されたものの、地域移行には消極的であったため、職員が家庭を訪問し、保護者や親族にTさんの想いを伝え地域移行の意義について丁寧に説明を行いました。

表3 Tさんと一緒に地域移行した利用者の状況

移行先	年齢	性別	障害程度区分	身体障害
ケアホーム	60	女性	5	1種2級 車椅子
ケアホーム	59	男性	6	1種1級 車椅子
ケアホーム	62	女性	6	2種2級 歩行器
障害者支援施設	60	女性	6	1種2級 車椅子

その結果、移行予定先事業所の体験利用を行い、体験期間中に保護者や親族が事業所を見学され、問題がなければ地域移行に同意することになりました。体験利用の前に移行予定先事業所の職員五人が

来園され、Tさんら同県出身者三人と面会し、体験利用に向けて準備を進められました。体験利用は三人が一緒にを行いました。Tさんは身体障害が重い、当初は、いったん施設に入所してその後ケアホームに受け入れる予定でしたが、移行予定先事業所の役員がTさんの強い希望に心を動かされ、直接ケアホームに入居できることになりました。結局三人全員が体験利用終了後、のぞみの園に戻らずにそのまま地域移行することになりました。現在この事業所では三人がケアホーム、一人が施設で生活しています。（表3）

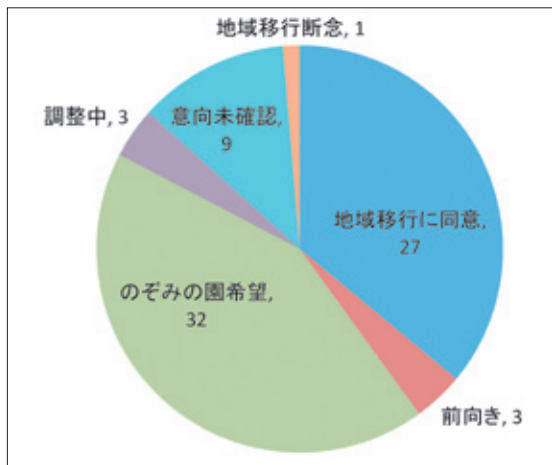
●**保護者への働きかけ**

以下に示す保護者への働きかけの結果、二十三年度新たに同意を得た保護者は三百四十二人（平成二十三年四月一日現在）のうち二十五人でした。

このため、保護者に説明を行いました。保護者は事業所見学には承諾されたものの、地域移行には消極的であったため、職員が家庭を訪問し、保護者や親族にTさんの想いを伝え地域移行の意義について丁寧に説明を行いました。

その結果、移行予定先事業所の体験利用を行い、体験期間中に保護者や親族が事業所を見学され、問題がなければ地域移行に同意することになりました。体験利用の前に移行予定先事業所の職員五人が

図1 来園等の機会の少ない保護者75人への地域移行の働きかけ後の意向状況

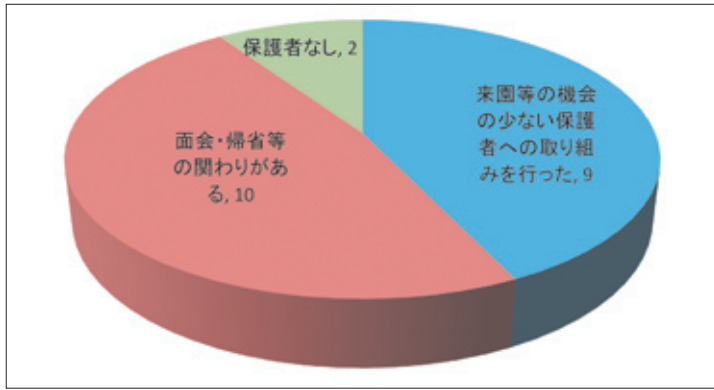


■**来園の機会等の少ない保護者への取り組み**

入所期間の長期化が進むにつれて保護者の状況が変化し（両親の高齢化や保護者が兄弟等に変更）、利用者との関係が希薄になりつつある保護者三十三人を対象に地域移行の説明を行いました。電話連絡や家庭訪問を行うなど丁寧に行った結果、九人が同意し、このうち五人が地域移行することができました。二十一年度から三年間かけてこの取り組みを行った保護者は総勢七十五人となり、うち二十七人が地域移行に同意し、これまでに十九人が地域移行しています（図1）。

二十三年度地域移行者の

図2 23年度地域移行者のうち来園等の機会の少ない保護者の人数



地域移行された利用者への対応として、本人の生活の様子や健康面について確認し、事業所からのご意見を伺う機会として定期的に電話連絡をするともに時期を決めてフォローアップ訪問をしています。日中活動の場や住まいの場が変わったり、体調等に変化があったりした方に対しては必要に応じて訪問しています。昨年度は六十一人に対して訪問することができました。訪問した際に、地域移行者（地域移行後五年が経

内、九人がこの取り組みを行った方です。（図2）

**■保護者等への広報活動の実施**

全ての寮での保護者懇談会において、職員がこれまでの地域移行の取り組みについて説明を行いました。また、すでに地域移行した利用者の暮らしぶりを伝えるビデオを放映し、地域生活のイメージが持てるようにしました。地域生活体験ホームの紹介も併せて行い、見学を希望した保護者からは「ぜひとも体験させたい」という意見も聞かれました。

**●地域移行後の定着支援**

平成十九年度より「地域移行通信」を年六回発行し、地域生活体験ホームや地域移行者の様子を紹介しています。写真や図を多く取り入れ、視覚的な情報を伝えることは保護者にわかりやすく効果的であることがわかりました。現在では保護者から直接記事に関する問い合わせが寄せられることもあります。

過した利用者）から「（他所へ地域移行した）〇〇ちゃんに会いたい。」という要望がありました。移行先事業所からも「同窓会のような利用者が集まる機会を設定してほしい。」という意見がありました。地域移行先は全国各地のため、現実的には難しいことですが、移行先事業所と連携し、実現に向けて検討したいところです。年月が経つにつれて地域移行先での生活が安

**Column**

現在、当法人では、PRビデオを制作中です。国立施設としての役割や事業の内容について、国、地方自治体、障害者施設・団体、のぞみの園に関心のある人はもとより、のぞみの園で受け入れている実習生やボランティア、さらには一般の人に広く知っていただくことを目的として制作しています。

PRビデオの完成は10月中の予定です。完成後には、関係機関・団体等にDVDを配布し、さらに、一般の人向けにHPでも映像を配信する予定です。是非ご視聴下さい。

この写真は、今年の5月8日（火）に高度約350mの上空から撮影したのぞみの園の全景です。



定し、のぞみの園を懐かしんで訪ねてくれる地域移行者が年々増えてきています。昨年度は十四人が来園しました。

**●第二期中期計画四年間の実績及び今年度の取り組みについて**

第二期中期計画四年間における地域移行者は八十八人となりました。入所利用者数の減少に伴い、今後の地域移行者数も減少していくことが予

想されます。しかしながら私たち職員が地域移行を諦めてしまつては入所者の「ご本人の望む地域での暮らし」は閉ざされてしまうことを肝に銘じ今後も取り組んでいく所存です。

（地域支援部地域移行課地域移行係長 皿山 明美）

# 診療所を受診している 発達障害児の現状

当法人診療所外来では、〇十八歳までの乳幼児、児童生徒における精神科診療を中心に、知的障害をもつ成人についても診察しています。

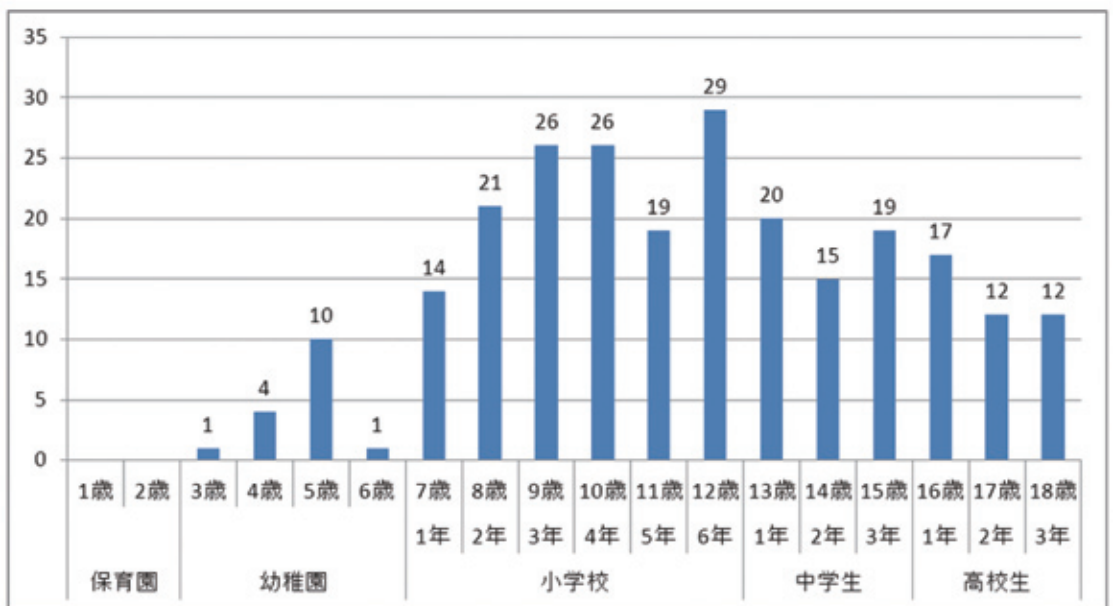
今号では、診療所に通院した十八歳以下の患者状況につき、年齢構成、診断を示しながら傾向を分析し、発達障害をもつこどもらの現状について考察したいと思います。

筆者が診療所に着任してからの三年間での初診数は計二百四十六人（男百八十四人、女六十二人、平均年齢十一・六歳）、担当医は筆者と非常勤精神科医二人が診察を行っています。

図1に年齢別構成を示します。

年齢別構成では、小学校中学年～高学年にかけてピークを認めています。これは、①小学校中学年頃より他者との関係性に困難が生じ、様々な状態像を呈してくること②幼児までは近隣の小児科で診察を受けていたが、学校での適応が困難など精神科医療の関与の必要性が生じ、紹介されることが多いこと、が挙げられます。発達障害をもつ場合、関係性（社会性）の諸問題により集団場面での適応が困難

図1 初診患者の年齢別構成



になり、不登校などの二次的な問題が前思春期頃より顕在化してきます。他人からどう思われているのか、など他者評価を気にし始める時期でもあり、「自分は何となく周囲

と違う」という自己違和感を持ち始めるのも小学校中学年の頃から多くみられ、周囲と協調できず、自己達成が困難な状況が続くと、自己肯定感が低下します。挫折体験の

反復が、自己評価をさらに低下させ、自己嫌悪と他責の悪循環に陥り社会参加を一層困難にさせるようになります。また、いじめの問題が顕在化するのもこの時期であり、診療所に通院しているこどもたちは、いじめによる集団からの排除というつらい経験をしていることがほとんどです。

そして思春期を迎え、他者からの評価を一層気にするようになると、周囲を恐怖の対象と捉えるようになってしまい、より孤立した状況を生んでしまっています。何をしてもうまくいかず、評価されずといった生活状況の中では、徐々に生きていく価値を見出すことができなくなり、そんな考えを持つてしまう自分を責めるあまり自傷し、時には死にたい気持ちが強くなり、うつ状態が続きついには自殺を考えるようになっていく事例も少なくありません。追い詰められた状況下で、自己嫌悪の渦の中で暮らしているこどもたちが、いかに多いかが診療所を訪れるこどもらの数を見て理解できるものと思います。行き場を失ったこどもたち、そしてそのこどもたちを育てる中での苦悩を抱える

表1 診断別構成比 (診断はDSM-IVに準拠)

診断名	人数 (N=177)
精神遅滞(知的障害)	57 (32.2%)
広汎性発達障害	92 (52.0%)
自閉症	31 (33.7%)
高機能型自閉症	16 (17.4%)
アスペルガー症候群	38 (41.3%)
特定不能群	7 (7.6%)
(上記4カテゴリーの%は広汎性発達障害診断に対するもの)	
ADHD (注意欠如多動性障害)	24 (13.6%)
てんかん	6 (3.4%)
チック (トゥレット)	2 (1.1%)
その他 (反応性愛着障害など)	4 (2.3%)

保護者に対し、医療的援助の場としての診療所の機能を、今一度見直す結果でもあるとともに、現在行っている外来診療や家族心理教育「えすぼわーる」をさらに充実させていかねばならないと思う次第です。

次に、筆者担当分の外来患者(百七十七人)の診断別構成比を表1に示します。

知的障害は全体の約三分の一、広汎性発達障害と診断されたのは全体の約半数であり、その中でも知的障害を伴わないタイプ(高機能型自閉症、アスペルガー症候群、特

定不能群)については広汎性発達障害のうち六六・三割という内訳になります。ADHDについては少ない印象ですが、広汎性発達障害の診断を受けていることの中からは、ADHDの診断基準を満たす行動特性(多動、衝動、不注意)を併存している場合も多く、実際の臨床では診断で区別することなく治療を行っております。

初診時の主訴は、「学校に行けない」「家で暴れてしまう」「学校でトラブルが絶えない」など行動上の問題がほとんどで、診断を求めてくる

ことはそれほど多くはありません。もしくは既に他医療機関で発達障害の診断を受けていることも多いです。

知的障害を伴わない発達障害の場合、制度上療育手帳の交付を受けることができないなど、未だ福祉制度の狭間にある障害であり、進路選択や就労など保護者が最も気にかけているわが子の将来的な自立について、常に悩み心を痛めていることが、診療実績から推察できると思います。親として何もしてあげられないのか、という思いが臨床場面で語られ、そんな悩む親の姿をみてこどもらはさらに自責の念に駆られています。上述の通り、不登校、ひきこもりの事例は多く、親は一層不安になっていきます。学校との連携もうまくいかずに不適応状態が続いている場合、筆者や臨床心理士が学校教員と面談し、学校での生活状況や指導方針などにつき確認し、こどもや保護者にフィードバックしながら親子の道筋を立て、先導する役割を担っています。また、発達障害をもつ場合、関係性の諸問題による集団参加が困難なことが多いですが、社会参加に必要なス

キルを身につけるには、SSTなど様々なアプローチがあり、個別特性を十分に把握したうえでプログラムを設定し臨床心理士を中心に療育を行っております。療育が効果的に作用するためには、まず安心して生活できる環境の提供と、自己肯定感の確立が何よりも大切なことです。そのような場が提供されずにいるこどもらは、知的障害を伴わない発達障害をもっている場合が多いのです。一方ADHDの診断を受けているこどもたちは、多動、衝動といった特性上、度重なる叱責を受けていることが多く、「乱暴者」「悪ガキ」「約束破り」など悲しいレッテルを貼られてしまっていることをしばしば耳にします。このようなラベリ

**Column**

“ミニつるバラのぞみ”が咲きました！

のぞみの園の名前に因みまして、園内の3カ所に植栽をしました“ミニつるバラのぞみ”ですが、厳しかった冬の寒さに耐え、時々やってくる野生のためぎに掘り返されそうになりながら、こんなにたくさんのかわいらしい花を咲かせています。平和への思いを託し名付けられた“ミニつるばらのぞみ”です。

これからも、元気に成長することとしたいと思います。

(花言葉：愛 温かな心)

ングの呪縛から解放されようと、一部は非行といった行為に至る事例もみられます。

そして、親子の関係性に着目すると、しつけと称した不適切な養育、時には虐待が切迫している状況の事例も時々あります。診療実績や個別ケースを分析すると、親を含めた包括的支援の必要性、重要性を訴えねばなりません。当法人では発達障害に纏わる諸問題をテーマにした福祉セミナーを毎年開催しております。今年度は「発達障害と虐待」といったテーマを企画しておりますので、多くのご参加をお待ちしております。

(診療所長 有賀 道生)



# 九州地区の施設視察について

平成二十四年四月九日(月)から四月十一日(水)の三日間、遠藤理事長・志賀研究部長・富田総務係長・米本の四人で九州地区の障害福祉サービス事業所三ヶ所を視察してきました。

今回の視察は、九州各地の児童等を含めた多機能型事業所、さらに、発達障害の方への医療と福祉の連携について先駆的な取り組みを実施している事業所を視察して、当法人での今後の事業展開の参考とするものです。

四月九日(月)は鹿児島市にある社会福祉法人落穂会と社会福祉法人ゆうかりの二つの法人を視察しました。双方とも昭和三十年・四十年代に開設した歴史ある施設であり、落穂会では薩摩焼(陶芸)に取り組み、展示販売している作品を見させていただきましたが、鮮やかな絵付けに目を奪われました。また、近年では新たな取り組みとしてパンの製造・販売やレストランの経営等(写真①)を行っていました。

ゆうかりでは日中活動系の障害福祉サービス事業で、約三十年前から黒豚の飼育に取

り組んでおり、さらにはソーセージや餃子等に加工して販売もしていました。また、近年では行動援護等の居宅介護事業のみならず、保育園や高齢者デイサービスの事業展開もしていました。

さらに、ゆうかりの水流副理事長のご紹介で鹿児島県子ども総合療育センターの視察も行うことができました。鹿児島県子ども総合療育センターは、昭和六十年四月より、児童総合相談センター療育指導部で行ってきた発達障害を中心とした診断・検査・療育指導などの機能を拡充して、旧鹿児島県立整肢跡地に平成二十二年六月に開設し、診療機能と療育機能、さらには保健師等が関係機関と連携を図り、療育支援を行う公的機関でした。現在の課題として、離島もある土地柄が地理的特性等のため各地区に

発達障害等の支援体制



写真①

発達障害等の支援体制

整備があるとの説明も受けました。

翌十日(火)は福岡県北九州市にある社会福祉法人北九州市福祉事業団北九州市総合療育センターを視察しました。(写真②)

こちらも鹿児島市の施設同様昭和四十年の開設と歴史があり、総合通園の場としての福祉型児童発達支援センターや医療型障害児施設と療養介護及び児童発達支援事業と生活介護を組み合わせた障害児者支援施設、発達障害については他の療育センター同様に外来を設置していました。しかし、近年では対象児童の増加等から新患の待機児童が出ており、数ヶ月待ちの方もいるとの説明も受けました。なお、そのような方には「さくらんぼルーム」と呼ばれる主に就学前の児童を対象とした診療前相談を設けて専門医の診察前に臨床心理士や保育士等が関わり、例えば、言葉の遅れのみでの主訴には言語療法士に直ぐに対応を依頼し、その後の対応の中で診察等が必要であれば対応しております、新患診察までを効率的に行っているとの説明がありました。さらには、独自の特殊外来として「カンガルー外来」と呼ばれる子育て発達支援外来も設置し、療育に関する各



写真②

専門職等が総合的に支援を行っている旨の説明も受けました。なお、ここ数年は、広汎性発達障害やADHD等の発達障害に関する新患が増加しており、近隣県である山口県・大分県等からの受診利用もあるとのことでした。

最終日の十一日(水)は、まず、社会福祉法人北九州市手をつなぐ育成会を訪れて概要説明を受けた後、「障害者支援施設ひまわりの里」の視察を行いました。北九州市手をつなぐ育成会は昭和五十三年に親の会から立ち上がった法人であり、「親の会運動」と「福祉事業の運営」を分離しており、福祉事業として、二十六の施設・事業所を運営し、うち半分は指定管理者として市の施設・事業所を受託運営していました。利用者の合計は約七百人であり、本年度予算ベースで事業収入二十六億円余りでした。また、北九州市は面積も広範囲となるので市内地域を三つのエリアに分けた対応をしていました。特に、近年は、ケアホーム等の地域移行への取り組みを段階的なシステムとして構築し、地域生活支援を支えている様子が見られました。今回の九州地区の施設視察では、新患外来等の診察が数ヶ月待ちとなる状況がありました。それを解消するような様々な工夫を行っていることを認識できました。こうした新患外来等の長期間の待機については、全国的に大きな課題であると感じました。地域福祉サービスは今後の障害福祉サービスを展開していくうえで重要なものですが、特に発達障害の方の医療を含めた支援は全国的に希薄な状態であり、喫緊の課題であります。のぞみの園は児童精神科医が常勤して発達障害の方の診察を行っています。発達障害の方の支援として医療と福祉のより一層緊密な連携をおこない、今後の地域福祉サービスへの取り組みを着実に進めつつ、総合的な福祉サービスを提供する使命を改めて実感する機会となりました。



(事業企画部事業企画・管理課事業企画係長

米本 哲也)

# 調査・研究のテーマについて

## 基礎的な調査と障害福祉の現場で活用できる研究

障害者自立支援法に代わる新しい法律の名前が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と決まり、現在、国会で審議されています。しかし、障害福祉のサービス体系や給付決定の仕組み等について、新しい法律施行後三年を目途に検討されることになっています。障害のある人にとって希望がもて

## 知的障害者の高齢化に関係する研究

●地域及び施設で生活する高齢知的・発達障害者の実態把握及びニーズ把握と支援マニュアル作成

私たちの国では、少しずつ、知的障害者の高齢化が進んできています。現在、六十五歳以上の知的障害者は約二万五千人いると推測されます。しかし、その実態について、詳細な調査は行われていません。親の世代からの支援がなくなっている高齢の知的障害者は、どこに住み、どん

る、また一人ひとりの生活状況が改善される仕組み作りに向けて、政策形成の基礎となる調査研究が求められています。

のぞみの園では今年度も、高齢や医療的ケアを必要とする、あるいは著しい行動障害のある、さらに矯正施設等を退所した知的障害者の生活を支える在り方を考える基礎的な調査と、障害福祉の現場で活用できる実践的な調査研究を、以下の通り実施していきます。

な福祉サービスを利用し、そして健康促進のため、あるいは生きがいとしてどのような活動に従事しているのでしょうか。もちろん、身体介護や医療的ケア、さらには権利擁護面での課題も調べる必要があります。のぞみの園では今後三年間、六十五歳以上の高齢知的・発達障害者の実態を把握し、高齢期固有の生活状況や必要な支援体制に関する課題を明らかにし、包括的な支援マニュアルを作成する予定です。一年目である今年度は、全国の市町村や知的障害者入所施設、あるいは介護保険施設等において、六十五歳以上

の知的障害者の実態（年齢構成、障害程度区分、居住環境、サービス利用状況等）を把握し、中心をなす課題点を探り出そうと考えております。なお、本研究は、厚生労働科学研究費補助金による研究となります。

## ●認知症のガイドブック作成

昨年度まで、のぞみの園における実践事例を中心に、認知症に罹患した知的障害者の行動変化とそれに対する支援方法の在り方について研究を進めてきました。今年度は、この結果を中心に、読みやすいガイドブックの作成を行います。また、平成二十一年に英国王室精神医学会と英国心理学会が発行している「認知症と知的障害者…認知症に罹患した知的障害者のアセスメント、診断、治療と支援のガイドダンス」の翻訳についても、資料として公表したいと考えています。

## ●高齢知的障害者の実践のまとめ

のぞみの園の実践を題材とした研究も継続して実施していきます。ひとつは、身体機能の低下や医療的ケアが必要な

な人に対して、生活の張り合いがあり、楽しめる日々活動を計画し、その効果を確かめる実践研究です。もうひとつは、利用者者の高齢化に伴い増加傾向にある転倒をテーマに取り上げます。これまでの転倒による怪我や治療の記録を分析し、転倒に至る経緯の実態とその発生原因を推測し、効果的な転倒予防の方法について実践・検証していきたいと考えています。

## 行動障害等のある知的障害者の在宅生活を支える仕組みに関する研究

●重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅生活を支える仕組みに関する調査・研究

のぞみの園では、平成十八年度より行動援護に関する調査研究ならびに従業者養成研修を行って来ました。また、平成二十二年度からは、行動障害のある重度の知的障害児者の在宅生活の状況に関して、実際に家庭訪問等を行い家族から生活の状況を聞き取



ミニつるバラのぞみ

り、課題を明らかにする調査を実施しています。今年度は、特別支援学校等に通っている十八歳未満の行動障害のある子とその家族を対象に、ヒアリング調査を行う予定です。

また、平成二十三年度には、行動援護事業所のサービス提供責任者を対象とした新しい研修プログラムを開発し、実際に研修を行いました。今年度も、同様の研修を実施するとともに、新たに行動援護サービスの提供する事業所向けのガイドブックの発行を予定しています。

### ●精神科病院における入院治療が必要な知的障害者の地域生活支援に関する調査・研究

平成二十三年度の探索的研究(四ページの調査報告参照)に引き続き、療育手帳を持っている人が精神科病院への入院治療に至る段階で関わった相談支援事業所を対象に、入院時の標的症狀、医師からの診断、入院期間、退院後の生活、医療と福祉の連携等について質問紙調査を行います。今年度は、特定の保健福祉圏域を複数設定し、その圏域内のすべての相談支援事業所を対

象とした調査を実施し、人口規模による概ねの数字を推定したいと考えています。

### 罪を犯した知的障害者の支援の在り方に関する研究

### ●福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究

罪を犯した知的障害者の福祉的な支援の在り方について調査研究を始めて、既に四年が経過しました。五年目の今

### ●自活訓練ホームにおける矯正施設を退所した知的障害者への支援の類型化に関する研究

のぞみの園では、平成二十年より矯正施設を退所した知的障害者に対するモデル的な支援として、地域生活移行を前提とした有期限の支援の在り方について、実践・研究を重ねてきました。今年度は、過去十一人の実践を振り返り、様々な条件で類型化し、支援上の課題を明らかにしていきたいと考えています。なお、罪を犯した知的障害者の支援に関する二つの研究は、「福

年とは、福祉の支援を必要とする矯正施設退所者で、実際に地域生活を送っている人がどのような支援によって地域生活が成り立っているかを明らかにしたいと考えています。その方法として、相談支援機関が携わっている、地域で生活をしている矯正施設等を退所した障害者について、その経済的な状況、相談の傾向やサービスの利用状況、関係機関との連携等をいくつかの事例を通して探索的に調査していきます。

社サービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員等研修」の内容に随時反映させていく予定です。

### 知的障害者の地域社会生活支援に携わるその他様々な実践研究

### ●知的障害者の地域生活を支える仕組みに関する調査・短期入所支援の実態調査

知的障害者の地域生活を推進するうえで、短期入所の役割は非常に重要だと考えられています。最近では、他の在

宅福祉サービスのメニューが増えると同時に、単独型の短期入所事業所の整備も進んできました。ところが、障害者領域では単独型に限らず短期入所そのものの利用ニーズや利用実態を明らかにした調査はほとんどありません。そこで、質問紙およびヒアリング調査により全国の短期入所の利用実態や事業所の立地条件等を類型化し、知的障害者の地域生活を支える仕組みを考察します。

### ●診療所の実践を中心とした調査研究

昨年から引き続き、診療所の医療受診記録と生活場面の支援記録を整理し、知的障害者の加齢に伴う疾病と介護

の状況を明らかにすることを目的とした、調査研究を継続します。また、機能訓練科が中心となり、車椅子生活の時間が長くなっている利用者が快適に生活できるよう、シーティングに関する実践のまとめも行う予定です。過去二年間研究報告してきた、摂食・嚥下に関しては、実践事例を元に「摂食・嚥下ガイドブック第2版」の発行を目指し、準備にとりかかりました。

発達障害児の外来診療の一環として実施している、家族心理教育のグループセッションに関しては、母親のストレスに着目し、不安の定量的評価と家族心理教育の介入効果の測定を目的とした研究を企画しています(外来診療の詳細については十三ページをご参照下さい)。

### 研究成果の報告

今年度の研究結果については、ニュースレターならびに研究紀要で報告するとともに、必要に応じて読みやすいガイドブックを作成し頒布していきます。また、平成二十三年度研究をまとめた研究紀要(第五号)についても、六月下旬には発行する予定です。



(研究部長 志賀 利二)

障害福祉の現場に貢献できる調査研究を行なっていくことは、のぞみの園にとって大切な使命です。それには、多くの方のご意見やご指摘が必要ですので、ご協力よろしくお願致します。

# 原発事故被災施設からの報告

## 避難生活1年 心はいつも故郷に

### はじめに

昨年三月十一日、午後二時四十六分、東日本大震災が発生しました。被災されました皆様には、改めて心よりお見舞いを申し上げます。

福島県富岡町にある当法人の場合には、東京電力福島第一原子力発電所事故の発生も伴って未曾有の大惨事となり、一年以上も経つのに未だに収束の見通しが付かない状況が続いています。

当法人は、町行政からの指示により、事故発生翌日の三月十二日から福島県内に第一次避難し、更に四月十五日からは群馬県高崎市の国立のぞみの園に第二次避難して、いつまで続くか分からない避難所生活を送っています。

この間には、全国の多くの皆さんから、たくさんの温かいご支援を頂きました。たくさん励まされ、たくさんの元氣も頂き、日本人のネット

ワークの良さを強く感じました。本当に言い尽くせない位の感謝の一念です。

### 福島第一原発事故

日本にある十七ヶ所の原子力発電所には五十四基の原子炉があります。その内、当法人の近隣には二ヶ所の原子力発電所があり、十基の原子炉が稼働していました。

今回事故が発生した東京電力福島第一原子力発電所は、当法人からは約一〇キロ圏内の至近距離にあり、昭和四十六年から営業運転を開始して、首都圏に電気を送り続けていました。

また、地域には、長年に亘って培われた信頼関係により、原発に対して安心・安全の神話までも聞かれています。

しかし、これらを一変し、原子炉が水素爆発して放射能拡散という最悪の事故が発生しました。特に放射能に含まれる放射性セシウム137と

言う物質が危険であり、半減期も三十年と言うので気が遠くなる思いです。

### 避難経過

当法人では、東日本大震災の発生直後より、全四事業所から帰宅困難な利用者も含め、利用者六十六人と職員二十五人が、当法人唯一の入所施設である光洋愛成園に撤収し、その日は大きな余震が続き大変不安な一夜を過ごしました。

翌日早朝町行政からの指示により、当日三月十二日から約一ヶ月間、福島県三春町のさくら湖自然観察ステーションに避難し、更に四月十五日からは群馬県高崎市の国立のぞみの園に避難して、避難生活は一年三ヶ月以上にもなりました。

顧みると、第一次避難所では、当所を当法人だけで使用させて頂き、第二次避難所でも、入所機能のある広い施設に、当法人全体一緒に避難させて頂いたことが、大変な被災の中でしたが本当に幸運

だったと思います。

加えて、第二次避難では、国立のぞみの園等の尽力により、当法人職員二十七人分のための住居までも確保して頂き、急場のこと故に本当に助かりました。

### 避難生活一年以上が経ち

当法人が国立のぞみの園に避難してからも、もう一年以上が経ちました。知的障害者施設大所帯の避難生活と併せて、故郷が政府により警戒区域内に指定されたことにより未だに自由に帰宅することもできず、この一年殆ど無我夢中だったような気がします。この機に当たり、改めて被災した悲壮感や色々な思いが錯綜しています。

現在では、利用者は七十人となり、職員も三十四人、その家族も十九人と各々少しずつ増えて、故郷への帰還が中期化することを感じています。

利用者は、避難当初より同園の施設三棟をお借りし、それぞれに分散して入居生活を送っています。障害を抱えている方に特に大切な、診療所や給食センターも同園敷地内

に併設しており、健康管理やソフト食の提供に日々利用させて頂いております。

また、国立のぞみの園からは、当法人の利用者がストレスを溜めないようにとの配慮で、これまで日中活動で利用者へ提供して来た、生活介護事業、就労継続支援事業B型、自立訓練（生活訓練）事業についても、少しずつ元に近い状態にできるように日常的に心配して頂いています。

### 現在のようす

国立のぞみの園に心配して頂いていたその一つとして、同園にある既存施設富士会館の改修工事が竣工し、当法人通所施設部門のワークセンターさくら、サポートセンターゆうあい、リジョイスとみおかの事業である、生活介護事業、就労継続支援事業B型、自立訓練（生活訓練）事業が、本年度四月よりできるようになりました。ここでは職住を分離した形で利用者支援が行え、更には事業種別別に一階室と二階室に分かれて利用でき、効果的な利用者支援



のぞみの園 富士会館

と効率的な生産活動に取り組みめるようになりました。

具体的には、利用者四十五人が入居生活している施設から通い、高崎市内を中心に八企業から受注した内職作業と、取り敢えずは、避難前まで行っていた中から加工味噌作業の再開を進めています。作業場として改修工事して頂いた広い施設に、当法人の送迎バスに乗って朝夕通い、約三ヶ月が経ちます。作業に取り組み利用者の表情は更にも明るく元気になりました。

また、同園の富士会館と併せて同園の職員宿舎も提供して頂き、共同生活援助事業（グループホーム）・共同生活介護事業（ケアホーム）の一部も再開できるようにになりました。こちらの利用者については、富岡町と榑葉町において以前に同事業で地域生活を送っていた利用者であり、以



富士会館：友愛会 日中活動事業所



富士会館での利用者の作業の様子

前に近い生活が送れるようになったことで、こちらの利用者の表情も明るく元気になりました。

一方、当法人入所施設部門の光洋愛成園の事業である、生活介護事業で行っていた桜染め作業も、国立のぞみの園等の協力を頂きながら、再開に向けて準備を進めているところです。

## 今後について

国立のぞみの園の配慮により、当法人は避難生活を感じさせない位快適に過ごさせて頂いています。しかし、故郷の生活を一時とも忘れることはできず、やはり心はいつも故郷にあります。早く故郷に戻って元のような生活ができ、当法人の各事業所で行っていた、桜染め作業、こんにゃ

く作業、加工味噌作業等を再開したいと思っています。

また、故郷帰還ためのロードマップも作成し、情報収集等も行っていますが、まだまだ現実のものとは思えないのが残念です。

まだまだ先のことは考えられない中ではありますが、必ず故郷に戻っての事業再開を信じ、そのためにも利用者に提供する今の生活も大事にして行きたいと思っています。

## おわりに

改めて、当法人の場合は、原発事故と言う異質の大きな被災のため、先が見えないのが本当に辛く思っています。覚めることのできる悪夢であつて欲しいと、今でも繰り返し思います。

多くのあらゆる英知を結集して取り組んでも先の見えない今回の原発事故は、世界的にも稀な事案だと思います。この被災を経験した一人としても、この事案を絶対に風化させてはならないと強く思い続けています。

当法人の故郷富岡町は、夜の森の桜のトンネルでも知られています。先般その満開に



夜の森の桜

綺麗な満開の桜でした。原発事故収束のトンネルを早く潜り抜け、またあの夜の森の桜のトンネルを利用者と一緒に潜り抜ける日が、早く来るように希望を持ち続けたいと思います。



【※掲載されている写真についてはご本人及びご家族の承諾を頂いております。】  
（社会福祉法人友愛会法人事務局長兼光洋愛成園施設長 寺島 利文）

## Column

### 東日本大震災一周年追悼式に参列

のぞみの園は、東日本大震災発生後、被災施設に職員を2人ずつ延べ143日間にわたり派遣するとともに、福島第一原発の事故により集団避難を余儀なくされた社会福祉法人友愛会（福島県富岡町所在）を一括で受け入れ、同法人が高崎市において従来の事業を実施できるように継続的に支援するなど、被災施設への支援に積極的に取り組んできています。

本年3月11日、天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、内閣が主催した「東日本大震災一周年追悼式」が挙行されましたが、のぞみの園も参列者のリストに加えられ、遠藤理事長が参列しました。

被災者や被災地のために働いてきた人々の尽力に対して、陛下からねぎらいと期待のおことばがありました。もとより国民全体に思いをはせてのおことばではありますが、のぞみの園が微力ながらも被災者や被災地のために精一杯尽力したことに対してもねぎらいのおことばをいただき、また、これから一層努力するように励ましのおことばをいただいたものと厳粛に受け止めました。

一日も早い復興のためには英知を結集し、国民一人ひとりがそれぞれの立場でたゆみない努力を続けていくことが求められています。のぞみの園としても、被災した人たちの心情を思いやり、障害者施設などへの支援に引き続き全力で取り組んでまいります。

# 特別支援学校の生徒を応援します

## 就労支援の場で始めた

### 体験学習の取り組みとその事例

昨年度から始めた特別支援学校の生徒を就労支援の場で体験学習として受け入れた実地報告を致します。

のぞみの園では毎年度、施設内の各セクションで高崎市内の養護学校から実習生を受け入れていきます。各校五人ぐらいの生徒が、指定された期間に指導項目に沿って実習します。ある日、生徒の一人

に「休みの過ごし方」を聞いたところ、「家でテレビを見たり、ゲームをしています」と答え、他の生徒も大体同じ答えでした。「夏休みは」と聞くと、同じように「家から旅行」と答えが来て来ました。最も活動的な年齢の子供たちが「休みの日は家にいる」ということがとても気になりました。

月一回開催している職員会



議で「特別支援学校の長期休暇中に生徒を就労支援の場にて体験学習として受け入れよう」と提案したところ、職員から「ぜひやってみたい」という声が上がりました。早速受け入れ体制や活動内容などを企画し、利用者にも話し了解を得て開始したのが「特別支援学校の生徒のための体験学習」の取り組みです。

広報は学校の先生に協力していただき、生徒にチラシを渡していただきました。受け入れ時間は午前九時から午後四時三十分まで、費用は無料、自分で通って来ることにしました。受け入れ場所と作業内容は、就労支援課で行っているきのこ栽培と加工の作業をメインとしました。女子の生徒には、手工芸作業も取り入れられました。申し込みは、事前に一度見学に来ていただく様子を見て決めてもらうことにしました。

七月に入り、二人の生徒から申し込みがあり、その後少しずつ増え、夏休みは



体験学習（きのこ栽培）の様子

全体で十四人の生徒から申し込みがありました。普段は、学校と家庭で過ごすことが多い生徒にとって、「体験学習」は、見ることも、することがとても新鮮なようでした。先輩たちの働きぶりを見て真似ている生徒、自己紹介をして下さいと言われ下を向いてしまっている生徒、体力がつかない生徒、午後には座り込んでしまう生徒など、一人ひとりの様子は様々でした。

中でも印象深かったW君を紹介いたします。W君は一人っ子でとても静かな生徒でした。職員や利用者が話しかけても首を傾げる仕草が多い生徒でした。ある日の朝のこと、電車が遅れ、のぞみバスに乗り遅れました。自宅にも戻っておらず、行方がわからなくなりました。母親から「今、帰って来ました」と連絡を受けた

のは、夕方六時でした。翌日本人に尋ねたら「どうしていいかわからなかったたので駅のベンチに座っていた」とのこと。

彼は約八時間、食事もせず、駅のベンチで帰りの電車の時間まで座っていたらしいのです。それから五日後、W君は携帯電話を職員に見せ「何かあったら、これからはこれを使います」と話し、操作の仕方を利用者に聞いていました。W君は、一年間に約四十日間のぞみの園に通って来ました。そして何と今年二月、S社の採用試験に合格、正規社員として働くことが決まりました。

W君の他にも、成長ぶりがうかがえた生徒はたくさんいました。学校と家庭の往復、配慮された環境の中で過ごしていると思われる生徒を見て、「自分で考え、行動することの大切さを強く感じました。知識や技術を習得することとはもちろん大切ですが、「働くこと」に対しての基本的な心構え」はさらに必要です。

体験学習は生徒たちにとっては大きな冒険です。知らない人といきなり出会い、働き、指示を受け、時に叱られ、時

にほめられ、励まされることを教えてくれる環境は、思春期の生徒たちにとって、とても刺激的に映ったことでしょう。一年間を通して、三十九人の生徒、延べ二百二十九人が体験しました。最後に生徒を時に支え、協力してくれた利用者の皆さんに感謝したいと思います。



【※掲載されている写真についてはご本人及びご家族の承諾を頂いております。】

(就労支援部長 原田 将寿)

### 編集事務局からお願い

市町村合併や人事異動、事務所の移転等により、住所や送付先名が変更になりました場合には、新しい送付先名等をFAXやEメールなどで事務局あてにご連絡をいただけますと幸いです。また、平成24年4月より「ニュースレター」のメール配信を行っております。ご希望の方は、info\_center@nozomi.go.jpまで、配信先のアドレスをご連絡ください。PDFファイルのダウンロードアドレスをお知らせするように致します。なお、メール配信をご希望された場合は、今までの郵送での配付はいたしませんので承知置き下さい。お忙しい中、お手数をおかけして大変恐縮ですが、よろしくお願い致します。「ニュースレター」のバックナンバーは、ホームページhttp://www.nozomi.go.jpでご覧いただけます。ご関心を持たれた方はぜひご覧ください。



### 【発行】

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120番地2 TEL 027-325-1501 (代表) FAX 027-327-7628 (代表)

ホームページ http://www.nozomi.go.jp Eメール webmaster@nozomi.go.jp

### 【ニュースレター関係連絡先】

TEL 027-320-1613 (総務部)

FAX 027-327-7628 (直通)

Eメール info\_center@nozomi.go.jp



本紙は、「水なし印刷」「大豆油インキ」「古紙配合率70%再生紙」を使用しています。

## 「摂食・嚥下の基礎知識」の発刊について



価格 600 円（消費税、送料込）

当法人では、食事支援に関する知識・技術の普及を重要課題と捉え、2008年4月に「摂食・嚥下チーム」を設置し、さらに「摂食・嚥下の基礎知識編集委員会」を設置して、この小冊子の発刊にあたりました。

摂食・嚥下の問題に関わりを持つ、障害者支援施設等で働く方々にご活用いただき、それが利用者の皆さんのQOLの向上につながることを期待しています。販売をしておりますので、ご興味がある方は下記の方法にてお申し込みください。

## 「紀要第5号」の発刊について

昨年度当法人が実施した調査研究をまとめた『紀要』第5号を発刊します。知的障害児者を対象とした福祉、医療、心理等様々な領域による調査研究をまとめた一冊です。

### 【目次】

#### 調査・研究報告

- 1 重度あるいは行動障害のある知的障害児者の在宅生活を支えるサービスに関する調査・研究 —行動援護を中心に—
- 2 重度の知的障害児者が在宅生活を快適に暮らすために必要なサービスについて  
—日中活動の獲得に困難をきたした2事例を通して—
- 3 障害者支援施設における矯正施設を退所した知的障害者の地域生活移行支援に関する実態調査
- 4 矯正施設を退所した知的障害者を先駆的に受け入れている施設の支援と課題に関する研究 —障害者支援施設へのヒアリング調査から—
- 5 知的障害者入所施設からグループホーム・ケアホームへの移行の実態 —社会福祉法人を対象とした調査結果から—
- 6 知的障害者用認知症判定尺度日本語版（DSQIID）の開発に関する研究 —感度と特異度の検証を中心に—
- 7 知的障害者が精神科入院治療に至る過程の探索的調査
- 8 高齢知的障害者の地域での日中活動について
- 9 高齢知的障害者の医療と介護に関する調査・研究  
—のぞみの園利用者の診療記録から—
- 10 発達障害をもつ子どもの家族を対象としたグループによる家族心理教育の実践
- 11 重度高齢知的障害者におけるクエン酸ネブライザーによる咳テストの有効性の検討（第2報）
- 12 知的障害者（児）における反芻習癖に関する検討（第2報）

#### 資料

- 13 行動援護サービス提供責任者研修の企画・開催とその評価
- 14 高齢知的障害者の日中活動の充実に向けて
- 15 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における社会福祉士養成に関する実習についてのこれまでの取り組み
- 16 東日本大震災における障害者相談支援事業所の取り組みについて



価格 700 円  
（消費税、送料込）

## 矯正施設を退所した知的障害者が、地域で自立した生活を送るために…

罪を犯した知的障害者の地域生活への定着に向けた、受け入れマニュアル、支援プログラム、事例集等を、多くの表やイラストを使用して全頁カラーで分かりやすく紹介しています。施設、事業所別に5種類あります。書店販売をしていないので、お申し込みください。

「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者等の地域生活移行のための効果的な支援プログラムの開発に関する研究」報告書（全5編）



別冊① 障害福祉施設編（128頁）



別冊② 救護施設編（118頁）



別冊③ グループホーム・ケアホーム編（122頁）



別冊④ 地域生活支援センター編（114頁）



別冊⑤ 更生保護施設編（100頁）

### 各編共通の目次

#### はじめに

- I 受け入れマニュアル
- II 支援プログラム

#### III 事例集

- IV 資料
- V 研究検討委員会委員名簿
- VI 参考文献

5冊1セット 8,000円（消費税、送料、ケース代含む）

◆A4判 並製本 函入り

◆各編 全頁カラー印刷 平均120頁

単体価格 2,000円（消費税、送料含む ケース無）

# 重度・高齢知的障害者の 地域移行プロセスへの支援指針を作成しました!

重度・高齢知的障害者の地域移行プロセスへの支援指針

## 地域移行を推進するための 職員ハンドブック

国立のぞみの園における地域移行の実践を通して  
得られた基本的な考え方や留意すべき事項、  
効果的な方策などをわかりやすくまとめました。

【職員全体の意思統一】【利用者への働きかけ】【保護者への働きかけ】【自治体へのアプローチ】などの最初の取り組み手法や【具体的なプロセス】【移行後のフォローアップの在り方】などを具体的に取り纏め、さらに、のぞみの園が取り組んできた104例の具体的な事例を基にQ&Aも掲載しております。

これから、地域移行を実行される方々の参考指標となれば幸いです。ぜひ、この機会にご購入をお勧めします。

### 目次 (抜粋)

- I 指針** 「地域移行を推進するための体制づくり」
- 1 法人・施設の理念・基本方針の決定
  - 2 職員の世界統一
  - 3 保護者・本人への説明・意向確認
  - 4 個別支援計画の作成
  - 5 個別支援計画の実施
  - 6 移行先の確保
  - 7 地域移行に伴う事務手続き
  - 8 地域移行後のフォローアップの実施
- II 事例集**
- 資料
- 1 グループホーム・ケアホームの運営について
  - 2 利用者の地域生活移行にあたって「保護者の不安・疑問にお答えするために」



価格 1,000円 (送料、消費税込み)  
◆A4判 ◆108頁

# あきらめない支援

## 行動問題をかかえる利用者に対する 入所施設における実践事例集

- ✿ 他の利用者の些細な振る舞いが気に入らず突き飛ばしてしまう
- ✿ 興味のあるゴミを見つけると車が通っていても拾いに行こうとしてしまう
- ✿ 調味料や洗剤を飲み干してしまう

このような行動が頻繁に見られる利用者には、快適な生活を保障するためには・・・。

### 目次

- 実践事例集に登場する6人のエピソード
- 実践のポイント1：4つの基本戦略
- 事例01：ちょっとしたことがきっかけでパニックになるAさん
- 実践のポイント2：余暇と自立課題
- 事例02：毛布とお風呂が大好きなBさん
- 実践のポイント3：意味ある活動とスケジュール
- 事例03：ちょっとした時間にいるんなものを口にするCさん
- 実践のポイント4：継続的なアセスメント
- 事例04：楽しいおしゃべりが止められないDさん
- 実践のポイント5：職員のチームプレイとその背景
- 事例05：水分補給に強いこだわりをもつEさん
- 事例06：扉を強く蹴って職員に意思表示しようとするFさん

数年にわたる取り組みの中での驚き・喜び・成果が生まれない焦りなど、多くの物語をたくさん詰めた1冊となっております。

快適な生活を送れる知的障害者がたくさんいることを、私たちは信じています。



価格1,000円 (送料・消費税込み)

お問い合わせ  
お申し込み

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

〒370-0865 群馬県高崎市寺尾町2120-2

研究部 研究課 研究係 TEL.027-320-1445 Fax.027-320-1391